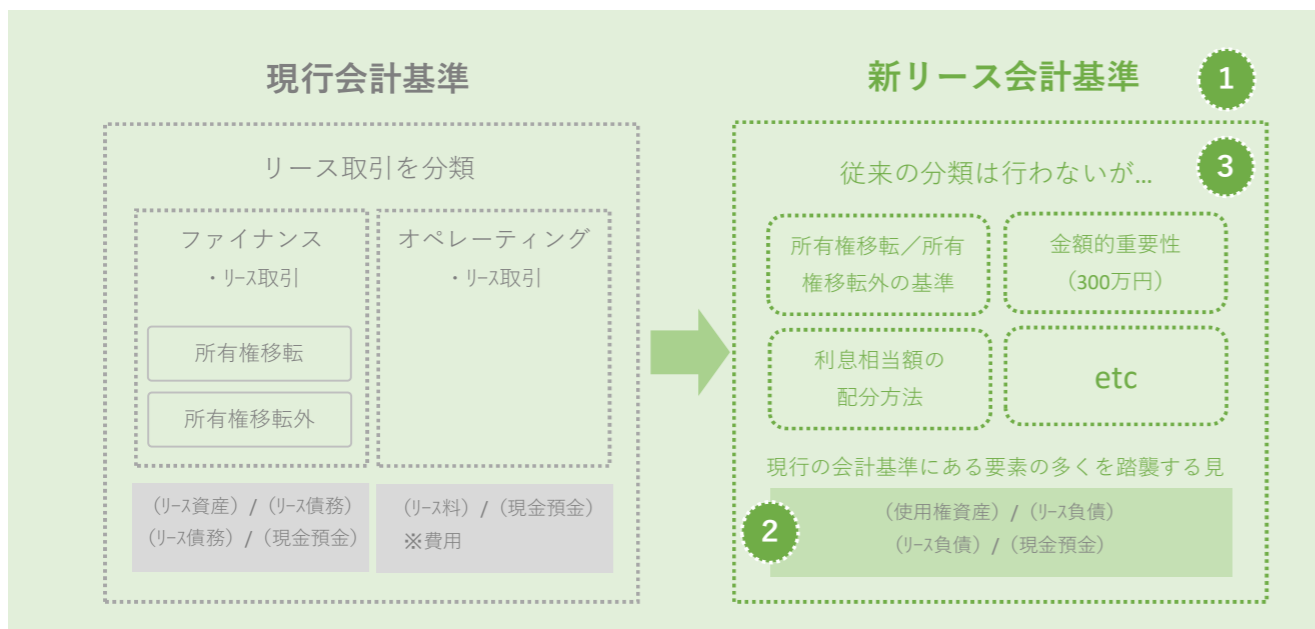


【全体概要図】

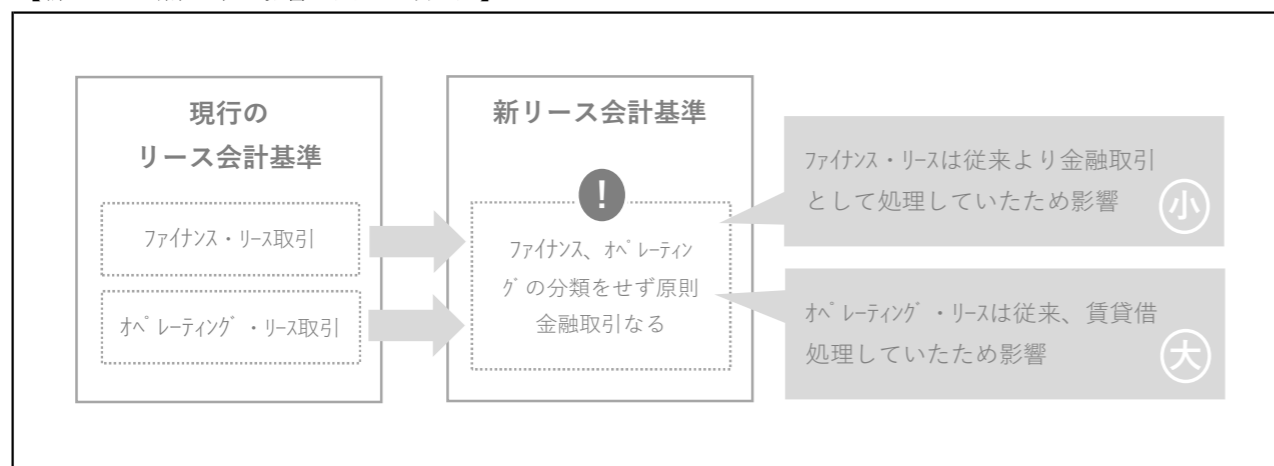


1 新リース会計基準制定（改正）の概要

⇒ 現在、リース会計基準の改正（新基準の作成）が行われており、それによればリース取引について、現在の会計処理では、オペレーティング・リース取引は「賃貸借処理」となっているが、現行基準でいうところの「売買処理」に変更される。言い換えると、オペレーティング・リースもオンバランスされることになる見込みである。

この改正の背景としては、昨今の国際会計基準と足並みを揃えるための改正という側面が強い。
本稿作成時点では適用時期は不明であるが、早ければ2026年4月以降開始する事業年度から適用が開始される可能性がある。
なお、一般的に早期適用可能な期間が設けられており、こちらも早ければ2024年4月以降開始する事業年度から適用可能となる可能性がある点にも留意されたい。
新リース会計基準も従来と同様、借手、貸手のいずれにも適用されるものであるが、説明の便宜上、借手の説明を行う。

【新リース会計基準で影響の大きな改正点】



2 新リース会計の具体的会計処理

⇒ 本稿執筆時点で検討中の会計基準のため、確たることはいえないが、公開草案の概要をまとめると以下のようになる。
新リース会計基準では、対象資産の使用権部分を資産と捉える「使用権モデル」が採用されており、いわゆる従来のファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引という分類で会計処理を区別しない。

(1) リースの定義

まだ検討段階ではあるが、リースの定義は、「原資産を使用する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する契約又は契約の一部」であるとされている。この点、現行の会計基準のリース取引の範囲と大きく変わるものではないであろう。

(2) リースの会計処理

全てのリースを金融取引と捉え、資産 / 負債の計上を原則とする。
これまでの「売買処理」に近い会計処理がベースとなるため、「賃貸借処理」をしていたオペレーティング・リース取引は影響が大きいのである。



① リース負債

⇒ 未経過リース料総額から利息相当額を控除し現在価値により算定する。

② 使用権資産

⇒ ①のリース負債に加え、リース開始前に支払った「前払リース料」及び、「付随費用」を加え算定する。

！
現行基準との相違点

(3) 連結財務諸表 / 個別財務諸表への適用

⇒ 連結財務諸表と個別財務諸表の両方が対象となり、同一の会計処理が求められる。

3 継続して適用が見込まれる現行基準の簡便法など

⇒ 新リース会計基準にて、リースに対する基本的な考え方は変わることになるが、現行の会計処理への配慮もなされており、例えば、以下の項目は引き続き適用されることが検討されている。

